

石綿障害予防規則等の改正について 詳細編



令和3年

厚生労働省大阪労働局労働基準部健康課

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|----------------------------|-------|--------------------------------------|-----------|--|----------|--|-------|-----------|
| | 7月 | 10月 | 4月 | | 4月 | | 4月 | 10月 |
| 事前調査方法の明確化 | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | | | |
| 分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用 | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | | | |
| 事前調査・分析調査を行う者の要件新設 | | 周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施） | | | | | | 令和5年10月施行 |
| 事前調査及び分析調査結果の記録等 | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | | | |
| 計画届の対象拡大 | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | | | |
| 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設 | | 周知、電子届出システムの開発 | | | 令和4年4月施行 | | | |
| 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化 | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | | | |
| けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設 | | 周知 | 令和2年10月施行 | | | | | |
| 仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設 | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | | | |
| 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止） | | 周知 | 令和2年10月施行 | | | | | |
| 労働者ごとの作業の記録項目の追加 | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | | | |
| 作業実施状況の写真等による記録の義務化 | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | | | |
| 発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮 | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | | | |

改正石綿則・安衛則の公布

規制内容の詳細・解説等

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

工事対象となる**全ての**部材について**事前調査**が必要

事前調査は、**設計図書**などの文書および**目視**による確認が必要

事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合に、**分析**による**調査**の実施が義務

石綿が**使用されているものとみなして**、ばく露防止措置を講ずれば、**分析は不要**

吹付材についても、石綿等が使用されているものと**みなすことができる範囲**に追加した

「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、
以下のいずれかの方法によらなければならない

- ・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
- ・その**製造年月日**が**平成18年9月1日以降**であることを確認する方法

規制内容の詳細・解説等

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

ご注意！

設計図書にノンアスベスト材料等、石綿等が使用されていない建材であることの記載がある場合であっても、労働安全衛生法令の適用対象となる石綿等の含有率は数次にわたり変更されているため、材料の製造当時は法令適用対象外として石綿等の使用がないと判断されていたとしても、現行の法令では適用対象となる場合もあることから、設計図書の記載のみをもって石綿等が使用されていないと判断することはできない。

規制内容の詳細・解説等

工事開始前の石綿の有無の調査 令和5年10月1日施行

事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

事前調査が不十分なまま工事が行われる事例が認められたことから、建築物については、必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものによる事前調査の実施を義務付けたもの。

本規定の要件を満たす者が十分な人数確保されるまでの期間を勘案して、本規定の施行は令和5年10月1日としているが、本規定の施行前であっても、事前調査は必要な知識を有する者に行わせることが望ましい。

分析調査についても同様

工事開始前の石綿の有無の調査

令和5年10月1日施行

事前調査・分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

事前調査を実施することができる者

- ・ **特定**建築物石綿含有建材調査者
- ・ **一般**建築物石綿含有建材調査者
- ・ **一戸建て**等石綿含有建材調査者
一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定 JEMCAインストラクター」

解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

計画届の対象拡大 (労働安全衛生規則の改正)

以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく**計画届**の対象とする。

耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

改正前

| | 建築物、工作物、船舶 | |
|-------------------------|----------------|-----|
| | うち耐火建築物・準耐火建築物 | |
| 吹き付けられている石綿等の除去 | 作業届 | 計画届 |
| 吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み | 作業届 | 作業届 |
| 石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み | 作業届 | 作業届 |



改正後：令和3年4月以降

| | 建築物、工作物、船舶 | |
|-------------------------|----------------|-----|
| | うち耐火建築物・準耐火建築物 | |
| 吹き付けられている石綿等の除去 | 計画届 | 計画届 |
| 吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み | 計画届 | 計画届 |
| 石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み | 計画届 | 計画届 |

解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（第4条の2）令和4年4月施行

あらかじめ、電子届により、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出ることが必要

<届出が必要な工事>

解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事
請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事

<届出事項>

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- ・工事の実施期間
- ・上記の工事の場合は床面積の合計、上記又はの工事の場合は請負代金の額
- ・建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合の判断根拠）の概要
- ・調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合）、石綿作業主任者氏名（石綿等が使用されている場合）

<留意事項>

- ・解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。
- ・同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届け出なければならないこととする。
- ・届出が必要な特定の工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるもの）とは、
 - ・反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備（穀物を貯蔵用を除く。）
 - ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備及び送電設備（ケーブルを含む。）
 - ・トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
 - ・軽量盛土保護パネル

（令和2年厚生労働省告示第278号）

紙での届出も可

規制内容の詳細・解説等

成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

石綿含有**成形品**（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、**切断・破砕等**以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）

切断・破砕等以外の方法とは：ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなど

技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず**切断・破砕等**するときは、ビニルシートなどにより作業場所を**隔離**し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要
作業場所の隔離は、**負圧**に保つ**必要はない**

規制内容の詳細・解説等

建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置 令和3年4月1日施行

- ・石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

湿潤な状態にする方法：

散水、固化剤を吹き付けること、剥離剤を使用すること等の方法がある

「**湿潤な状態**のものとする」とは、作業前に散水等により対象となる材料を一度湿潤な状態にすることだけでなく、**切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行う**ことにより、湿潤な状態を保つことをいう。

発散防止措置：

除じん性能付き電動工具の使用、作業場所の**隔離**

規制内容の詳細・解説等

写真等による作業の実施状況の記録

令和3年4月1日施行

規定の趣旨

- ・ 事前調査を適切に行わずに解体等の作業を行った事例、
- ・ 吹き付けられた石綿等があるにもかかわらず、届出を行わないまま作業を行った事例、
- ・ 必要な石綿ばく露防止のための措置を講じずに作業を行った事例、等が認められた。



解体工事や改修工事は工事終了後に改正石綿則に基づく措置が適切に実施されたかどうかを行政等が確認することは困難



工事終了後においても、改正石綿則に基づく措置が適切に実施されたかどうかを確認することができるよう、作業計画に基づく作業について、写真その他実施状況を確認できる方法により記録し、保存しなければならない。

3年間の保存期間は、行政による事業者に対する指導において関係書類として活用すること、事業者が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けとすること等が目的。

改正後の規制（改正石綿障害予防規則）

| 現行 | | 改正後 | |
|---|--------------------------------|---|---|
| | | | 下線部分が改正内容 |
| <p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p>  | <p>計画届</p> <p>十四日前</p> | <p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> | <p>計画届 (レベル2も計画届)</p> <p>十四日前</p> |
| <p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>  | <p>作業届</p> <p>工事開始前</p> | <p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> | <p>事前調査 <u>調査方法を明確化</u></p> <p><u>資格者による調査</u></p> <p><u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u></p> <p>作業計画</p> <p><u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p><u>湿潤な状態にする</u></p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p> |
| <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p>  | |  <p><u>けい酸カルシウム板1種（破碎時）</u></p> <p><u>仕上げ塗材</u></p> <p>（電動工具での除去時）</p> | <p>事前調査結果等の届出（一定規模（床面積80㎡、請負金額百万円）以上の工事が対象）</p> <p>計画届 (レベル2も計画届)</p> <p>十四日前</p> |
| | | <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p> | <p>事前調査 <u>調査方法を明確化</u></p> <p><u>資格者による調査</u></p> <p><u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u></p> <p>作業計画</p> <p><u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p><u>湿潤な状態にする</u></p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p> |
| | | <p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の 负压点検</p> <p>等</p> | <p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、変更時点検</p> <p>作業開始前、中断時の负压点検</p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p> <p>等</p> |
| | | | <p>隔離 負圧は不要</p> |

石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省委託事業）

- 令和2年7月に改正した石綿障害予防規則など石綿関係法令に基づく石綿対策を事業者、作業員、一般の方のカテゴリ別に情報を掲載
- サイトトップ画面では、石綿対策は建設工事を行う方だけの問題ではなく、工事を発注する方や建物のオーナーの方などにも協力いただきながら進める必要があることを訴えるイラストのほか、省令改正のポイント、施行スケジュールを掲載

トップ画面



サイトマップ

- [トップ](#)
- [解体・改修工事を発注するみなさまへ](#)
- [工事の元請業者のみなさまへ](#)
- [改修・リフォーム業者のみなさまへ](#)
- [解体業者のみなさまへ](#)
- [解体・改修作業に従事するみなさまへ](#)
- [工事現場の近隣にお住まいのみなさまへ](#)
- [お住まいの解体・改修をご検討のみなさまへ](#)
- △
- [講習会のご案内](#)
- [配布物のご案内](#)
- [リンク集](#)
- [補助金制度について](#)

事業者向け・作業員向け・発注者向け等のページを作成

石綿はく露防止のためのチェックリスト

詳しくは専用サイトへ → www.ishiwata.mhlw.go.jp

石綿作業主任者のみなさまへ

石綿はく露防止のためのチェックリスト

詳しくは専用サイトへ → www.ishiwata.mhlw.go.jp

作業従事者のみなさまへ

- 石綿の特殊健康診断（6カ月以内ごとに1回）を受診していますか
- 石綿の特別教育は受講しましたか
- 事前調査の結果は掲示等で確認しましたか
- マスク（呼吸用保護具）を正しく装着していますか
- 作業にあたって、建材を湿潤な状態にしましたか
- 作業場内から出るときに十分な洗身を行っていますか
- 使用済みの保護衣を蓋のある容器等に廃棄しましたか

作業員・作業主任者向けカード資料

各都道府県労働局に登録された建築物石綿含有建材調査者講習機関を随時更新

石綿障害予防規則等の法改正説明
ありがとうございました。



ひと、暮らし、み
らいのために